

新潟市立越前小学校児童の通学に係るタクシー送迎要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市西蒲区五ヶ浜地区から越前小学校までの路線バス運行がないことに伴い、当地区から同小学校に通学する児童の交通手段を確保するため、タクシー送迎の方法を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、五ヶ浜地区から越前小学校へ通学する児童とする。

(期間)

第3条 対象期間は、通年とする。

(負担額)

第4条 登下校に要する往復のタクシー料金について市が全額を負担する。

(運行日及び回数)

第5条 運行日及び回数については、次のとおりとする。

- (1) 毎週授業の行われる月曜日から金曜日のほか、各種学校行事・課外活動等で登校を必要とする日。
- (2) 登校時1回、下校時1回の運行とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。